

## 8 酒 税

## 統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成16年4月30日までの申告等による課税事績を示したものである。

## 2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、清酒 合成清酒 しょうちゅう みりん ビール 果実酒類 ウイスキー類  
スピリッツ類 リキュール類及び 雑酒である。

各種類の基準アルコール分及び基準税額（1kℓ当たりの従量税率）は次のとおりである。

清酒	アルコール分15度	140,500円
合成清酒	アルコール分15度	94,600円
しょうちゅう		
甲類	アルコール分25度	248,100円
乙類	アルコール分25度	248,100円
みりん	アルコール分13.5度	21,600円
ビール		222,000円
果実酒類		
果実酒		70,472円
甘味果実酒	アルコール分12度	103,722円
ウイスキー類	アルコール分40度	409,000円
スピリッツ類	アルコール分37度	367,188円
リキュール類	アルコール分12度	119,088円
雑 酒		
発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000円
"	" 25%以上50%未満のもの	178,125円
"	その他のもの	134,250円
粉末酒		320,500円
その他の雑酒（その他）	アルコール分12度	103,722円

(注) (1) 従量税とは、酒類の製造場から移出又は保税地域から引き取る酒類の数量に応じ、一定の金額の税率を適用して賦課するものをいう。

## (2) 酒税に対する特別措置

清酒、しょうちゅう及び果実酒については、平成元年4月1日（合成清酒及び発泡酒については、平成15年4月1日）から同20年3月31日までの特別措置として、前年度の課税移出数量が1,300kℓ以下の製造者が移出する種類ごとの一定数量（200kℓまで）のものに対し軽減税率（本税率の70%（清酒及びしょうちゅう甲類は、平成18年4月1日から平成20年3月31日まで、しょうちゅう乙類については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までは本税率の75%））が適用される（租税特別措置法第87条）。

ビールについては、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの特別措置として、前年度の課税移出数量が1,300kℓ以下の製造者が移出するビールの一定数量（200kℓまで）のものに対し軽減税率（本税率の80%）が適用される（租税特別措置法第87条の6）。

(3) 沖縄県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により、指定を受けた製造場から県内へ移出される酒類について、軽減税率（本税率の80%（しょうちゅう乙類にあつては65%））が適用される。

## 8 - 1 酒 税 関 係 総 括 表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	製造場数	販売場数	
	kl	千円	kl	場	場	
平成11年度	81,110	13,203,718	81,157	内3 57	5,971	
12	80,360	外44,958 13,250,610	80,893	内5 59	5,969	
13	76,728	外 382 12,692,716	76,453	内6 60	5,837	
14	77,206	12,465,095	79,720	内6 60	5,723	
15	82,443	13,822,464	84,038	内5 60	5,458	
清 酒	× × ×	× × ×	× × ×	-	-	
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	
しょうちゅう	甲 類	× × ×	× × ×	× × ×	2	-
	乙 類	× × ×	× × ×	× × ×	内4 50	-
	計	26,372	5,236,957	26,356	内4 52	-
みりん	-	-	-	-	-	
ビール	35,886	6,418,649	37,429	4	-	
果実酒類	果実酒	125	5,920	126	2	-
	甘味果実酒			0	-	-
	計	125	5,920	126	2	-
ウイスキー類	ウイスキー	× × ×	× × ×	× × ×	1	-
	ブランデー	-	-	-	-	-
	計	× × ×	× × ×	× × ×	1	-
スピリッツ類	66	33,116	46	-	-	
リキュール類	135	24,914	159	-	-	
雑 酒	発泡酒	× × ×	× × ×	× × ×	内1 1	-
	粉末酒	-	-	-	-	-
	その他雑酒	-	-	-	-	-
	計	× × ×	× × ×	× × ×	-	-
合 計	82,443	13,822,464	84,038	内5 60	5,458	

調査期間：課税数量、税額及び製成数量は平成15年4月1日から平成16年3月31日まで。

：製造場数及び販売場数は平成16年3月31日現在。

用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

関連表：「8 - 2」の「課税状況」、「8 - 3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「8 - 4」の「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」

その他：各欄ごとに端数処理を行っているので、統計は必ずしも一致しない。

税額欄の外書きは、平成12年度はしょうちゅう乙類、平成13年度は合成清酒、みりん、その他雑酒の手持品課税の税額を示す。

製造場数欄の内書きは、試験製造場を示す。

## 8-2 課 税 状 況

## 課 税 状 況

酒 類 の 種 類		課 税					
		従 量 税				計	
		一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用			
		数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
清 酒	kl xxx	千円 xxx	kl	千円	kl xxx	千 xxx	
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	
し ょ う ち ゆ う	甲 類	xxx	xxx	-	-	xxx	xxx
	乙 類	xxx	xxx	-	-	xxx	xxx
	計	26,473	5,254,663	-	-	26,473	5,254,663
み り ん	-	-	-	-	-	-	
ビ ー ル	35,967	6,433,005	-	-	35,967	6,433,005	
果 実 酒 類	126	5,928	-	-	126	5,928	
ウ イ ス キ ー 類	ウイスキー	xxx	xxx	-	-	xxx	xxx
	ブランデー	-	-	-	-	-	-
	計	xxx	xxx	-	-	xxx	xxx
ス ピ リ ッ ツ 類	66	33,135	-	-	66	33,135	
リ キ ュ ー ル 類	136	25,157	-	-	136	25,157	
雑 酒	xxx	xxx	-	-	xxx	xxx	
合 計	82,649	13,857,109	-	-	82,649	13,857,109	

調査期間等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免税を受けて移出するものをいう。

(注) 1 「特定税率適用」欄は、酒税法第22条第2項（アルコール分が13度未満のもの（発泡性を有す酒税の税率の特例）該当のものを示す。

2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者とその製造場から移出した酒類

控		除		課 税 実 数		免 除	
酒 税 法 (第30条第1項、 第2項目、第3項目)		災害減免法 (第7条)				未 納 税 出 移 出	輸 出
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
kl × × ×	千円 × × ×	kl -	千円 -	kl × × ×	千円 × × ×	kl -	kl 1
-	-	-	-	-	-	-	-
× × ×	× × ×	-	-	× × ×	× × ×	-	-
× × ×	× × ×	-	1	× × ×	× × ×	7,339	13
101	17,705	-	1	26,372	5,236,957	7,339	13
-	-	-	-	-	-	-	-
80	14,355	-	-	35,886	6,418,649	1,184	325
0	8	-	-	125	5,920	2	2
-	-	-	-	× × ×	× × ×	-	1
-	-	-	-	-	-	-	0
-	-	-	-	× × ×	× × ×	-	2
0	18	-	-	66	33,116	-	0
2	243	-	-	135	24,914	0	0
× × ×	× × ×	-	-	× × ×	× × ×	-	0
205	34,642	-	1	82,443	13,822,464	8,525	344

成16年4月30日までの申告又は処理による課税実績である。

るものに限る。) に対する税率) 及び租税特別措置法第87条の2 (低アルコール分のしょうちゅう等に係るを当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。

8-3 製 成 数 量

(1) 酒類製成及び手持数量

酒 類 の 種 類	製 成 数 量 等					手持数量 (平成16年 3月31日 現在)
	製 成	アルコー ル等混和	しょうちゅうの品目別 アルコール分等変更	用 途 変更等	差 引 計 ( + + - )	
清 酒	kl xxx	kl -	kl -	kl -	kl xxx	kl xxx
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-
し ょ う ち ゆ う	甲 類	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
	乙 類	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
	計	23,342	1	23,429	20,415	26,356
み り ん	-	-	-	-	-	-
ビ ー ル	37,487	-	-	57	37,429	214
果実酒類	果 実 酒	126	-	-	-	126
	甘味果実酒	-	-	-	-	-
	計	126	-	-	-	126
ウ イ ス キ ー 類	ウイスキー	xxx	-	-	-	xxx
	ブランデー	-	-	-	-	-
	計	xxx	-	-	-	xxx
ス ピ リ ッ ツ 類	56	-	-	10	46	44
リ キ ュ ー ル 類	161	-	-	2	159	155
雑 酒	xxx	-	-	xxx	xxx	xxx
合 計	81,117	1	23,429	20,508	84,038	32,764

調査期間：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の製成数量を示したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年度	種類									
	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	ウイスキー類	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	合 計	前年対比
	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	%
11	xxx	21,388	52,512	229	xxx	76	211	xxx	81,157	99.2
12	xxx	22,164	49,101	193	xxx	80	182	xxx	80,893	99.7
13	xxx	22,361	41,427	145	xxx	144	170	xxx	76,453	94.5
14	xxx	23,975	38,362	87	xxx	46	173	xxx	79,720	104.3
15	xxx	26,356	37,429	126	xxx	46	159	xxx	84,038	105.4

## 8-4 免 許 場 数

## (1) 酒類の製造免許場数

酒 類 の 種 類	14 免 年 許 度 場 末 数	新 規 免 許 場 数	免 許 取 消 場 数	免 許 消 滅 場 数	15 年 度					
					6 kl 未 満	6 kl 以 上	10 kl 以 上	60 kl 以 上	100kl 以 上	
清 酒	4	-	-	-	4	-	-	-	-	
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
し ょう ち ゆう	甲 類	2	-	-	1	-	1	-	-	
	乙 類	50	-	-	4	1	11	8	9	
	計	52	-	-	5	1	12	8	9	
み り ん	2	-	-	-	2	-	-	-	-	
ビ ー ル	6	1	1	-	2	-	-	3	-	
果 実 酒 類	果 実 酒	9	1	-	1	5	-	2	1	-
	甘 味 果 実 酒	4	-	-	-	3	-	-	-	-
	計	13	1	-	1	8	-	2	1	-
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	4	-	-	-	3	-	-	-	-
	ブ ラ ン デ ー	3	-	-	-	2	-	-	-	-
	計	7	-	-	-	5	-	-	-	-
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	8	3	2	-	7	1	-	-	-
	原 料 用 ア ル コ ー ル	29	-	-	-	2	-	3	-	-
	計	37	3	2	-	9	1	3	-	-
リ キ ュ ー ル 類	24	3	2	-	21	1	1	1	-	
雑 酒	発 泡 酒	5	15	10	-	8	-	1	-	-
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	計	6	15	10	-	9	-	1	-	-
合 計	151	23	15	1	65	3	19	13	9	
各 酒 類 を 通 じ た も の	-	-	-	-	6	1	13	12	9	

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた場数である。

調査時点：平成16年3月31日

- (注) 1 1製造場で2以上の種類の製造免許を受けている場合は、酒類の種類又は品目の異なるごとに  
2 「15年度末製造場数」欄は、1製造場で2以上の種類の酒類を製造している場合には、年度内

未 免 許 場 数								左の ための うち 試験の 免許 場数	15 免 年 許 度 場 末 数	15 製 年 造 度 者 末 数
200kl 以上	500kl 以上	1,000kl 以上	2,000kl 以上	5,000kl 以上	10,000kl 以上	休 造	合 計			
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	者
-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	2
4	3	7	3	-	-	-	50	4	50	50
4	3	7	3	-	-	-	52	4	52	52
-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2
-	-	-	-	-	1	-	6	2	4	6
-	-	-	-	-	-	1	9	4	2	9
-	-	-	-	-	-	1	4	1	-	4
-	-	-	-	-	-	2	13	5	2	13
-	-	-	-	-	-	1	4	-	1	4
-	-	-	-	-	-	1	3	2	-	3
-	-	-	-	-	-	2	7	2	1	7
-	-	-	-	-	-	1	9	4	-	9
-	-	-	-	-	-	24	29	1	-	29
-	-	-	-	-	-	25	38	5	-	38
-	-	-	-	-	-	1	25	5	-	25
-	-	-	-	-	1	-	10	4	1	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
-	-	-	-	-	1	-	11	5	1	11
4	3	7	3	-	2	30	158	33	60	158
4	3	7	3	-	1	1	60	5	-	59

それぞれ1場として掲げた。

において製造数量の最も多かった酒類の欄にのみ1場として掲げた。

酒 税

(2) みなし製造場数 (蔵置場)

酒 類 の 種 類	びん詰のためのもの		販売の便 宜のため の も の	輸出のた めのもの	その他のもの		計
	自己の製造 した酒類の びん 詰	共 同 の びん詰場			設置許可 を受けた も の	設置許可 を受けな い も の	
	場	場	場	場	場	場	場
清 酒	-	-	-	3	-	-	3
合 成 清 酒	-	-	-	3	-	-	3
しょうちゅう甲類	-	-	-	3	-	-	3
しょうちゅう乙類	3	1	-	4	10	-	18
み り ん	-	-	-	3	-	-	3
ビ ー ル	-	-	-	4	-	-	4
果 実 酒 類	-	-	-	6	-	-	6
ウ イ ス キ ー 類	-	-	-	8	-	-	8
ス ピ リ ッ ツ 類	1	-	-	5	3	-	9
リ キ ュ ー ル 類	-	1	-	4	4	-	9
雑 酒	-	-	-	7	-	-	7
合 計	4	2	-	50	17	-	73
うち実蔵置場数	3	1	-	4	10	-	18

調査対象等：酒税法第28条（未納税移出）の規定により蔵置場の設置許可を受けた場数である。

(3) 連続式蒸留機設備を有する製造場数及び基数

製 造 場 数	1 場
基 数	1 基

## (4) 酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数

免 許 区 分		販売業者数	販売場数	左のうちに一年以上引き続き 休止している 販売場数	
卸売に限る旨の条件が付されているもの及び 販売方法に条件が付されていないもの及び	全 酒 類	2,872 者	2,956 場	28 場	
	ビ ー ル	-	-	-	
	洋 酒	2	3	-	
	輸 出 入 酒 類	8	11	1	
	自 製 酒 類	清 酒 ・ み り ん	-	-	-
		合成清酒・しょうちゅう	6	17	-
		ビ ー ル	-	2	-
		洋 酒	-	1	-
		計	6	20	-
	そ の 他 の 酒 類	3	7	-	
	合 計	2,891	2,997	29	
	合計のうち	小売業者の共同購入機関	-	-	-
		卸売業者の共同販売機関	-	1	-
		製造者の共同販売機関	-	-	-
条件が付されているものに 小売に限る旨のもの	全 酒 類	一 般 の も の	1,532	2,047	26
		特 殊 の も の	2	6	-
		期 限 付	-	-	-
		計	1,534	2,053	26
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の	2	7	-
		特 殊 の も の	229	400	-
		み り ん だ け の も の	-	-	-
		期 限 付	-	1	-
		計	231	408	-
	合 計	1,765	2,461	26	
	媒 介 業	-	-	-	
代 理 業	-	-	-		

調査時期：平成16年3月31日

酒 税

(5) 免許場数の累年比較

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数														酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数	
	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう		み り ん	ビ ー ル	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ類		リ キ ュ ー ル 類	雑 酒			計
			甲 類	乙 類			果 実 酒	甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー	ブ ラ ン デ ー	ス ピ リ ツ ツ	ア 原 ル コ ー ル 用					
11	内 1 2	-	2	内 2 48	-	内 1 4	内 3 7	内 1 4	4	内 1 2	内 2 6	内 1 29	内 1 19	内 1 2	内 14 129	内 3 57	5,971
12	内 3 4	-	2	内 4 50	内 2 2	内 2 6	内 5 9	内 1 4	4	内 1 2	内 4 8	内 1 29	内 4 23	内 3 4	内 30 147	内 5 59	5,969
13	内 3 4	-	2	内 4 50	内 2 2	内 2 6	内 5 9	内 1 4	4	内 2 3	内 4 8	内 1 29	内 5 24	内 4 6	内 33 151	内 6 60	5,837
14	内 3 4	-	2	内 4 50	内 2 2	内 2 6	内 5 9	内 1 4	4	内 2 3	内 4 8	内 1 29	内 5 24	内 4 6	内 33 151	内 6 60	5,723
15	内 3 4	-	2	内 4 50	内 2 2	内 2 6	内 4 9	内 1 4	4	内 2 3	内 4 9	内 1 29	内 5 25	内 5 11	内 33 158	内 5 60	5,458

(注) 内書は、試験製造免許場数である。

調査時点：平成16年3月31日

関 連 表：「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」

## (6) 税務署別免許場数

区 分		那 覇	平 良	石 垣	北 那 覇	名 護	沖 縄	合 計
		場	場	場	場	場	場	場
清	酒	-	-	-	(2) 2	-	(1) 2	(3) 4
しょうちゅう	甲 類	-	-	-	-	-	2	2
	乙 類	7	7	10	(2) 9	11	(2) 6	(4) 50
	計	7	7	10	(2) 9	11	(2) 8	(4) 52
み	りん	-	-	-	(1) 1	-	(1) 1	(2) 2
ビ	ール	2	-	1	(1) 1	1	(1) 1	(2) 6
果実酒類	果実酒	1	-	1	(2) 3	1	(2) 3	(4) 9
	甘味果実酒	-	-	1	(1) 2	-	1	(1) 4
	計	1	-	2	(3) 5	1	(2) 4	(5) 13
ウイスキー類	ウイスキー	-	-	-	1	1	2	4
	ブランデー	-	-	-	(1) 2	-	(1) 1	(2) 3
	計	-	-	-	(1) 3	1	(1) 3	(2) 7
スピリッツ類	スピリッツ	-	-	-	(2) 3	2	(2) 4	(4) 9
	原料用アルコール	7	-	5	(1) 6	5	6	(1) 29
	計	7	-	5	(3) 9	7	(2) 10	(5) 38
リ	キュール類	(1) 4	1	3	(2) 7	5	(2) 5	(5) 25
雑	酒	2	-	1	(3) 3	2	(2) 3	(4) 10
合	計	(1) 23	8	22	(18) 40	28	(14) 37	(33) 158
製	造場数	10	7	11	(3) 11	13	(2) 8	(5) 60
販	売場数	1,562	452	450	900	835	1,259	5,458

(注) 1 この表は、「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」を税務署別に示したものである。

2 カッコ書は、本書きの内、試験製造免許場数を示したものである。

調査時点：平成16年3月31日